

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の社会保障施策経費への充当状況

平成26年4月1日より消費税及び地方消費税の税率が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられたことに伴う地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。
令和5年度四国中央市一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

1. 地方消費税交付金予算額

総額	従来分	社会保障財源分
千円	千円	千円
1,902,000	894,000	1,008,000

2. 社会保障施策への充当状況

充当先		令和5年度予算額	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国県支出金	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
		千円	千円	千円	千円	千円
社会福祉費	社会福祉総務費	1,235,689	417,365	7,192	200,000	611,132
老人福祉費	介護保険費	1,833,252	108,787	0	150,000	1,574,465
	後期高齢者医療費	1,578,745	238,359	356	150,000	1,190,030
児童福祉費	児童福祉総務費	2,374,430	1,268,143	216,335	250,000	639,952
	保育所費	995,325	28,296	81,776	50,000	835,253
	こども医療費	418,213	62,987	61,200	100,000	194,026
生活保護費	扶助費	1,200,000	917,000	8,000	58,000	217,000
保健衛生費	予防費	543,291	243,926	0	50,000	249,365
合計		10,178,945	3,284,863	374,859	1,008,000	5,511,223